

認定基準及び診断書の見直し案（再修正版）

第3 障害認定に当たっての基準

第1章 障害等級認定基準

第1節／眼の障害

眼の障害による障害の程度は、次により認定する。

1 認定基準

眼の障害については、次のとおりである。

令 別 表		障害の程度	障 害 の 状 態
国 年 令 別 表		1 級	両眼の視力の和が 0.04 以下のもの
		2 級	両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下のもの 身体の機能の障害が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
厚 年 令	別表第1	3 級	両眼の視力が 0.1 以下に減じたもの
	別表第2	障害手当金	両眼の視力が 0.6 以下に減じたもの
			一眼の視力が 0.1 以下に減じたもの
			両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
			両眼による視野が 2 分の 1 以上欠損したもの又は両眼の視野が 10 度以内のもの
			両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
			身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

2 認定要領

眼の障害は、視力障害、視野障害又はその他の障害に区分する。

(1) 視力障害

ア 視力の測定は、万国式試視力表又はそれと同一原理によって作成された試視力表による。

イ 試視力表の標準照度は、200 ルクスとする。

ウ 屈折異常のあるものについては、矯正視力により認定する。

矯正視力とは、眼科的に最も適正な常用し得る矯正眼鏡又はコンタクトレンズによって得られた視力をいう。

なお、眼内レンズを挿入したものについては、挿入後の矯正視力により認定する。

エ 両眼の視力とは、~~両眼視によって累加された視力ではなく~~、それぞれの視力を別々に測定した数値であり、両眼の視力の和とは、それぞれの測定値を合算したものをいう。

オ 屈折異常のあるものであっても次のいずれかに該当するものは、裸眼視力により認定する。

(ア) 矯正が不能のもの

(イ) 矯正により不等像症を生じ、両眼視が困難となることが医学的に認められるもの

(ウ) 矯正に耐えられないもの

カ 視力が 0.01 に満たないもののうち、明暗弁のもの又は手動弁のものは視力 0 として計算し、指数弁のものは 0.01 として計算する。

(2) 視野障害

ア 視野の測定は、ゴールドマン視野計及び自動視野計又はこれらに準ずるものによる。

イ ゴールドマン視野計による場合、中心視野については $I/2$ の視標を用い、周辺視野については $I/4$ の視標を用いる。

なお、それ以外の測定方法による場合は、これに相当する視標を用いることとする。

ウ 「身体の機能の障害が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とは、求心性視野狭窄あるいは輪状暗点により、次のいずれかに該当するものをいう。

(ア) $I/2$ の視標で両眼の視野がそれぞれ 5 度以内におさまるもの

(イ) (別添)

なお、ゴールドマン視野計の $I/4$ の視標での測定が不能の場合は、求心性視野狭窄の症状を有していれば、同等のものとして認定する。

エ 「両眼の視野が 10 度以内のもの」とは、求心性視野狭窄あるいは輪状暗点により、両眼の視野がそれぞれ $I/4$ の視標で中心の残存視野が 10 度以内におさまるものをいう。

(注) 求心性視野狭窄は、網膜色素変性症や緑内障等により、視野の周辺部分から欠損が始まり見えない部分がゆっくりと中心部に向かって進行するものである。

オ 「両眼による視野が2分の1以上欠損したもの」とは、両眼で一点を注視しつつ片眼ずつ測定し、それぞれの視野表を重ね合わせることで、測定した視野の正常域の面積が2分の1以上欠損しているものをいう。

この場合、両眼の高度の不規則性視野狭窄又は半盲性視野欠損等は該当するが、それぞれの視野が2分の1以上欠損していても両眼での視野が2分の1以上の欠損とならない交叉性半盲等では該当しない場合もある。また、中心暗点のみの場合は、原則視野障害として認定は行わないが、状態を考慮し認定する。

(注) 不規則性視野狭窄は、網膜剥離、緑内障等により、視野が不規則に狭くなるものであり、半盲性視野欠損は、脳梗塞等による同名半盲で両眼の視野の左右のいずれか半分が欠損するものである。また、交叉性半盲は、下垂体腫瘍等による異名半盲で両眼の鼻側または耳側半分の視野が欠損するものである。

(3) その他の障害

ア 「まぶたに著しい欠損を残すもの」とは、普通にまぶたを閉じた場合に角膜を完全に覆い得ない程度のものをいう。

イ 「調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの」とは、眼の調節機能及び輻輳機能の障害のため複視や眼精疲労による頭痛等が生じ、読書等が続けられない程度のものをいう。

ウ 「身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当する程度のものをいう。

(ア) 「まぶたの運動障害」のうち、眼瞼痙攣等で常時両眼のまぶたに著しい運動障害を残すことで作業等が続けられない程度のもの

(イ) 「眼球の運動障害」のうち、麻痺性斜視で複視が強固のため片眼に眼帯をしないと生活ができないため、労働が制限される程度のもの

(ウ) 「瞳孔の障害」のうち、散瞳している状態で瞳孔の対光反射の著しい障害により羞明（まぶしさ）を訴え労働に支障をきたす程度のもの

(4) 視力障害、視野障害、まぶたの欠損障害、調節機能障害、輻輳機能障害、まぶたの運動障害、眼球の運動障害又は瞳孔の障害が併存する場合には、併合認定の取扱いを行う。

(別添)

2級相当の障害の状態について

○ 前回（第2回）の専門家会合における案

両眼の視野がそれぞれ $I/4$ の視標で中心の残存視野が 10 度以内におさまるもので、かつ、両眼による視野が $I/2$ の視標で 50% 未満であるものをいう。

この案は、現行の障害年金2級相当の障害状態にある者について、必ずしも同心円状とは限らない求心性視野狭窄もあり、その扱いをどうするか、現行の両眼の視野が 5 度以内のものは測定精度上問題がある、といった意見を踏まえて提案したものである。また、身体障害者福祉法との整合性を図りつつ、認定医の判定手法に考慮して、視野の面積の半分以下を基準としたものである。

しかしながら、認定をおこなう地方の現場から、視野の面積を目測して認定する基準がこれまでなかったこと等から運用に支障をきたす恐れがあることや、認定の均一化を図る観点から、数値化による基準が検討できないか要望が出されたところである。

○ 今回提示する案

- (1) 両眼の視野がそれぞれ $I/4$ の視標で中心 10 度以内におさまるもので、かつ、 $I/2$ の視標で中心 10 度以内の8方向の残存視野の角度の合計を左右別々に求め、次式により算出した値が 224 以下のもの
合計数の大きい方 $\times 3$ + 合計数の小さい方

- 利点 a) 身体障害認定基準の視能率算定に完全に準拠した方法で、整合性が図れる。
b) 両眼開放視野を推測し、左右の視野を用いて評価する手法は一般化している。

- 問題点 a) 認定側において計算がやや煩雑。
b) 現行の視能率算定方法には、異論がある。

- (2) 両眼の視野がそれぞれ $I/4$ の視標で中心 10 度以内におさまるもので、かつ、 $I/2$ の視標で中心 10 度以内の8方向の残存視野の角度の合計が 56 以下のもの
この場合、左右別々に8方向の視野の角度を求め、いずれか大きい方の合計が 56 度以下のものとする。

- 利点 a) 認定側において評価が単純で認定し易い。

- b) 身体障害認定基準の損失率 90% と同等の面積 (7 度 × 8 方向) を確保することで、整合性が図れる。

- 問題点 a) 左右の視野の重なり合いを考慮しないため、不合理が生じる場合がある。
b) 視野の評価には、国際的な基準を含めて両眼開放視野を推測し左右の視野を用いて評価する手法が一般的である。

○ 身体障害者福祉法の認定基準との整合性について

左右対称の同心円状の 7 度の求心性視野狭窄があるとした場合の残余角度の算出数値は、身体障害者認定基準における両眼による損失率 90% と同等である。

I / 2 の視標で測定した 8 方向角度算出値と損失率の対応表

8 方向角度算出値 (8 × 角度 × 3 + 8 × 角度)	8 方向角度合計	損失率
2 2 4	5 6 度	9 0 %

右眼中心視野

上	上外	外	外下	下	下内	内	内上	計

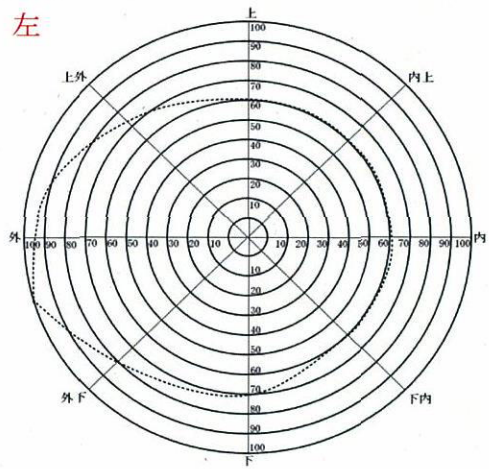
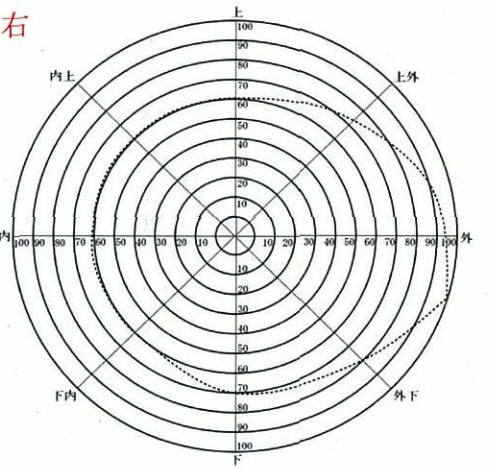
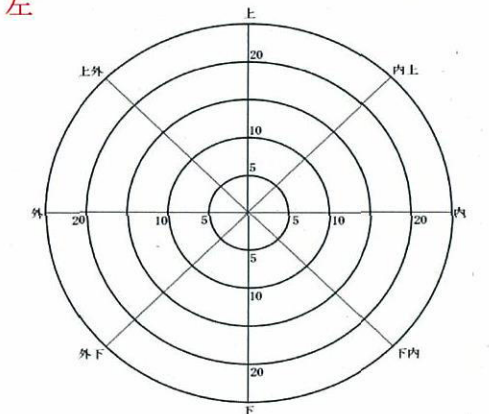
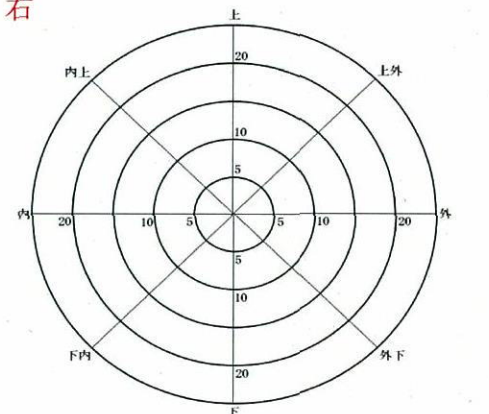
左眼中心視野

上	上外	外	外下	下	下内	内	内上	計

～身体障害認定基準（抜粋）～

- 両眼の視能率による損失率は、各眼毎に 8 方向の視野の角度を測定し、その合した数値を 5 6 0 で割ることで各眼の損失率を求める。さらに、次式により、両眼の損失率を計算する。損失率は百分率で表す。

$$\frac{(3 \times \text{損失率の低い方の眼の損失率} + \text{損失率の高い方の眼の損失率})}{2}$$

(フリガナ) 氏 名		生年月日		昭和 平成		年 月 日生(歳)		性別		男 ・ 女																															
住 所		住所地の郵便番号		都道府県		郡市区																																			
① 障害の原因 となった 傷 病 名		② 傷病の発生年月日		昭和 平成		年 月 日		診療録で確認 (年 月 日)																																	
				③ ①のため初めて医師 の診療を受けた日		昭和 平成		年 月 日		診療録で確認 (年 月 日)																															
④ 傷病の原因 又は誘因		初診年月日(昭和・平成 年 月 日)		⑤ 既存 障害				⑥ 既往症																																	
⑦ 傷病が治った(症状が固定して治 療の効果が期待できない状態を 含む。)かどうか。		傷病が治っている場合 治った日 平成 年 月 日 確 認 推 定																																							
		傷病が治っていない場合 症状のよくなる見込 有 ・ 無 ・ 不明																																							
⑧ 診断書作成医療機関に おける初診時所見 初診年月日 (昭和・平成 年 月 日)																																									
⑨ 現在までの治療の内容、 期間、経過、その他の 参考となる事項		診療回数		年間		回、月平均		回																																	
		手術 歴		部 位 左 ・ 右 眼球摘出 ・ その他の手術 手術名() 手術年月日(年 月 日)																																					
⑩ 障 害 の 状 態 (平成 年 月 日現症)																																									
(1) 視 力 (視力測定の際標準照度は200ルクスとしてください。)						(3) 所 見																																			
<table><tr><td></td><td>裸 眼</td><td>矯 正</td><td>矯 正 眼 鏡</td><td></td></tr><tr><td>右 眼</td><td></td><td></td><td></td><td>D</td></tr><tr><td>左 眼</td><td></td><td></td><td></td><td>D</td></tr></table>							裸 眼	矯 正	矯 正 眼 鏡		右 眼				D	左 眼				D	<table><tr><td></td><td>右</td><td>左</td></tr><tr><td>前眼部所見</td><td></td><td></td></tr><tr><td>中間透光体所見</td><td></td><td></td></tr><tr><td>眼底所見</td><td></td><td></td></tr></table>							右	左	前眼部所見			中間透光体所見			眼底所見					
	裸 眼	矯 正	矯 正 眼 鏡																																						
右 眼				D																																					
左 眼				D																																					
	右	左																																							
前眼部所見																																									
中間透光体所見																																									
眼底所見																																									
(2)① 視 野 ゴールドマン視野計を用いる場合はI/4の視標で測定してください。						(4) 調節機能 ・ 輻輳機能 ・ 瞳孔																																			
左  右 						(5) まぶたの欠損 ・ まぶたの運動																																			
(2)-1 中心視野 ゴールドマン視野計を用いる場合はI/2の視標で測定してください。																																									
左  右 						(6) 眼球の運動																																			
(注: 見えない部分について黒又は黒斜線で塗りつぶしてください。)						②-2 中心視野の角度																																			
						<table><tr><td></td><td>上</td><td>上外</td><td>外</td><td>外下</td><td>下</td><td>下内</td><td>内</td><td>内上</td><td>計</td></tr><tr><td>左</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>右</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>							上	上外	外	外下	下	下内	内	内上	計	左										右									
							上	上外	外	外下	下	下内	内	内上	計																										
						左																																			
右																																									
⑪ 現症時の日常生活 活動能力及び労働能力 (必ず記入してください。)																																									
⑫ 予 後 (必ず記入してください。)						⑬ 備 考																																			

「診療録で確認」または「本人の申立」のどちらかを○で囲み
本人の申立の場合は、それを聴取した年月日を記入してください。

(お願い) 太文字の欄は、記入漏れがないように記入してください。

本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)

上記のとおり診断します。
病院又は診療所の名称
所 在 地

平成 年 月 日
診療担当科名
医師氏名

印

記入上の注意

- 1 この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日（その期間内に治ったときは、その日）において、国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表（以下「施行令別表」という。）に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。

（ また、この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の年金給付の加算額の対象者となろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。 ）
- 2 ③の欄は、この診断書を作成するための診療日ではなく、本人が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日を記入してください。前に他の医師が診療している場合は、本人の申立てによって記入してください。
- 3 ⑨の欄の「診療回数」は、現症日前1年間における診療回数を記入してください。（なお、入院日数1日は、診療回数1回として計算してください。）
- 4 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。
 - (1) 本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要がありません。（無関係な欄は、斜線により抹消してください。）なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入してください。
 - (2) ⑩の欄の「(1) 視力」の測定結果は、過去3か月間において複数回の測定を行っている場合は、最良の値を示したものを記入してください。
- 5 ⑩の欄の(1)視力の「矯正」の欄は、眼科的に最も適正な常用し得る矯正眼鏡又はコンタクトレンズによって得られた視力を記入してください。
なお、眼内レンズを挿入したものについては、挿入後の矯正視力を測定してください。
- 6 視野は、ゴールドマン視野計及び自動視野計又はこれらに準ずるものを用いて測定してください。
ゴールドマン視野計を用いる場合、中心視野の測定にはⅠ／2の視標を用い、周辺視野の測定にはⅠ／4の視標を用いてください。それ以外の測定方法による場合は、これに相当する視標を用いることとし、余白に測定方法を記入してください。
- 7 ⑩の欄の(2)②-2「中心視野の角度」は、各眼毎に8方向の視野の角度を該当する方向の欄に記入し、8方向の角度を合算した数値を「計」の欄に記入してください。